

## 鳥取市人権施策基本方針第3次改訂(第1稿)の概要

## はじめに

第11次鳥取市総合計画を反映しました。国の法整備(子ども基本法、孤独孤立対策推進法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法)、近年の社会情勢、少子高齢化、コロナ禍、人権問題の複雑化、多様化、社会的孤独孤立の問題など、人権を取り巻く状況の変化を踏まえ、地域共生社会に向けた取組の必要性を記述しました。

## 第1章 基本的な考え方

## 1 基本方針の位置づけ

第2次改訂の内容を引き継ぎました。本方針は、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、本市の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本方針として定義しています。

第2次改訂から総合計画の個別計画としており、第3次改訂では「第11次鳥取市総合計画」の個別計画として位置付けました。

## 2 人権施策とは

第2次改訂の内容を引き継ぎました。第1次改訂では概念として提示していたものを、第2次改訂で整理しており、現行のままとしました。

## 3 人権尊重の基本理念

第2次改訂の内容を引き継ぎました。人権尊重の基本理念として、「世界人権宣言」「日本国憲法」「人権教育のための国内行動計画」などの大きな流れを整理し、さまざまな人権課題に対して積極的に取り組んでいく必要性を示しています。

## 第2章 取組の経緯

## 1 取組の経緯

第2次改訂の内容を引き継ぎました。令和4年度の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の改正や「犯罪被害者等支援条例」の制定を追記。

## 第3章 基本的施策の推進と推進体制の確立

## 1 基本方針と基本的施策

第2次改訂の内容を引き継ぎました。人権に関わる法律等が新しく施行された場合には、広く市民への周知に努め、その目的や理念の啓発を図っていくことを示しました。

## (1) 人権擁護の推進

第2次改訂「(4)相談機能強化の取組」をこの項目に移行、総合的な支援体制の強化を追記。

## (2) 人権意識の高揚を図る取組

第2次改訂「(3)人材育成の取組」をこの項目に移行、デジタル化社会への対応を追記。

## (3) 地域共生社会に向けた取組【新規】

第11次総合計画の理念を反映。誰一人取り残さない地域共生社会の取組とひとりぼっちをつくらぬ社会的孤立・孤独の解消を示しました。

## 2 推進体制の確立

## (1) 庁内推進体制の強化

人権施策推進庁内会議(関係部局で組織)で横断的に連携して取り組むことを示しました。

(2) 関係機関等との協働・連携【新規】

条例改正をふまえ、事業者やNPOと協働・連携して啓発や取組を推進すること、(公財)鳥取市人権情報センターと連携した取組を推進することを示しました。

(3) 進行管理【新規】

定期的な事業評価、人権施策推進庁内会議(関係部局で組織)で進行管理を行うことを示しました。

第4章 さまざまな人権問題への取り組み ※人権問題の数に変更なし

○ 同和問題(部落問題)

「部落差別解消法」に基づく「人権擁護に関する世論調査」の結果を追記。施策の推進方針に「差別をしない、許さない」意識の醸成や(公財)鳥取市人権情報センターとの連携、啓発学習への活用、インターネット差別へのモラル啓発、差別をうけた方への相談体制の充実、本人通知制度周知の一層の推進なども追記。

○ 男女共同参画に関する人権問題

「第4次鳥取市男女共同参画いきいきプラン」に沿って大幅改訂。

○ 障がいのある人の人権問題

当事者の意思決定支援や鳥取市地域自立支援協議会による継続検討、「鳥取市バリアフリーマスタープラン」を追記。

○ 子どもの人権問題

コロナ禍での子どもへの影響や児童福祉法の改正、子ども基本法など法整備の状況、こども家庭センター設置の努力義務を追記。

施策の推進方針に、ヤングケアラーの対応、いじめ重大事態への対応や「いじめを生み出さない、いじめを許さない」意識の育成と自ら解決していく自治力、子ども基本法をうけ子ども等の意見を反映した施策立案と実施を追記。「ひとり親家庭への支援」をこの項目に移行(第2次改訂では男女共同参画の推進方針で記述)。

○ 高齢者の人権問題

認知症基本法に基づく施策の推進、支え合いによる地域共生社会の実現を追記。

○ 外国人の人権問題

「鳥取市多文化共生推進プラン」に沿って大幅改訂、施策の推進方針に「やさしい日本語」追記。

○ 病気にかかわる人の人権問題

コロナ感染症の記述や若年性認知症、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律を追記。

○ 個人のプライバシーの保護

デジタル化社会の進展、プライバシー侵害への危険性に言及。市の取組として職員研修やセキュリティ対策を追記。

- アイヌの人々の人権問題  
「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」をうけ、アイヌの歴史や文化への理解と認識を深めることを追記。
- 刑を終えて出所した(罪を償った)人の人権問題  
「鳥取市再犯防止計画」に沿った内容を追記。
- 犯罪被害者やその家族または遺族の人権問題  
令和4年度に制定した「鳥取市犯罪被害者等支援条例」や「市の総合窓口」の設置、県警察本部やとっとり被害者支援センターと連携した総合的支援体制を追記。  
施策の推進方針に、被害者支援を目的に国や県、警察との総合的な支援体制の整備、社会全体で支援していく意識の醸成および二次被害の防止など、啓発の推進を追記。
- 性的マイノリティに係わる人権問題  
市の条例改正、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を追記。施策の推進方針に、法に基づく啓発の推進、当事者の居場所づくりや相談支援体制の取組、同性カップルやその家族が利用できる市民サービスの構築を追記。
- ハラスメント(職場における)に関する人権問題  
労働関係法の整備状況を追記。
- 生活困窮者の人権問題  
生活困窮は全面改訂。社会情勢の変化をうけ、経済的理由だけではなくその要因が複雑化・複合化していることやコロナ禍の影響で社会課題として顕在化した状況を記述、市の取組を追記。
- インターネットにおける人権問題  
インターネットの普及による子どもへの影響やその対策となるデジタル・シティズンシップ教育の推進を追記。
- 災害時における人権問題  
「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の活用、地域共生社会による復興の仕組みづくりを追記。
- 自死にかかわる人の人権問題  
「第2期いのちを支える鳥取市自死対策推進計画」に沿って一部改訂。